

青森南洋上風力開発合同会社「(仮称) 青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上
風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年2月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 青森県つがる市・
鱒ヶ沢町沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書について、青森南洋上風力開発
合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、
その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県つがる市及び西津軽郡鱒ヶ沢町沖
原動力の種類：風力(洋上)
出力：最大600,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和4年3月25日
環境大臣意見受理	令和4年6月10日
経済産業大臣意見発出	令和4年6月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和5年8月31日
住民意見の概要等受理	令和5年11月3日
青森県知事意見受理	令和6年1月26日
経済産業大臣勧告発出	令和6年2月22日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話03-3501-1742(直通)

青森南洋上風力開発合同会社「(仮称) 青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上風力
発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、既存風力発電所や計画中の風力発電所が複数あることから、これらの風力発電事業との累積的な環境影響が懸念される。このため、これら他事業から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、工事の実施に伴い発生する水の濁りが藻場に到達するおそれがあるため、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 渡り鳥について、ガン類・ハクチョウ類の大規模な夜間の渡りは短期間に行われるとともに、融雪状況に影響を受けることから、これらの状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
4. 建設機械の稼働及び施設の稼働に発生する水中騒音が海域に生息する動物に影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
5. 海藻草類に係る調査について、沿岸部を調査地点として選定しているが、対象事業実施区域及びその周辺の海藻草類の生育状況を適切に把握するため、適切な調査地点を追加すること。
6. 景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)